

## 第2回CM方式（ピュア型）の制度的枠組みに関する検討会 議事概要

日時：平成30年11月12日（月）13：30～15：30

場所：中央合同庁舎3号館 11階特別会議室

○事務局より資料に基づき説明した後、委員による質疑・意見交換を実施。主要な意見は以下の通り。

### ■CM標準約款の整備について

○土木と建築に共通する契約約款を整備するとあるが、それぞれのプレイヤーの立場からの意見を確認する必要がある。また、共通事項としてまとめると、その内容は細部がなくなり曖昧なものとなり、通り一辺倒のものになる。

○土木と建築に共通する契約約款が望ましいと考えるが、何処まで実現できるかは議論を重ねる必要がある。また、共通仕様書との分担を検討していくのであれば、仕様書も形を作らないと具体的な議論が難しい。

○CMRがどのタイミングで参画して、何を業務として行うのかによって、契約約款に記載すべき事項が異なってくる。契約約款に記載すべき事項と仕様書に記載すべき事項はこのような要素を考慮して整理しておく必要があるのではないかと。

○発注者からCMRへの情報提供についても、どのタイミングで何を提供するかによってその扱いが異なる。また、表現が曖昧であるため具体的な表現方法を検討していただきたい。必要な情報は業務中にどんどん変わっていくため全てを規定することは出来ないで、規定しないという考え方もあるのではないかと。

○発注者に「必要な情報提供の義務」を課すのか、受注者に「必要な情報提供の要請義務」を課すのかによって、責任の所在が180度変わってくる。現実的には、当初契約段階で全ての必要情報を抽出して整理することも、要請することも難しいということなどをどのように捉えていくかを検討すべきである。

○CMの関与を施工者に明示する事項は、是非契約約款に記載していただきたい。

○総価契約を想定しているのであれば、何に基づき支払いを行うのか、また、変更方法も含めて検討しておく必要がある。

■ CMRの業務執行権限の範囲について

○土木と建築で異なることを意識した上で、発注者支援業務とCM業務は、別ものとして整理する必要がある。

○民間活用について、任せられる範囲を明確に整理する必要がある。

○発注者支援者と同様の業務をCMが行うということであれば、同様に見なし公務員としての扱いといったことも考える必要がある。